

令和2年度 自衛官等募集案内

募集種目	資 格	受付期間 (締切日必着)	試 験 日	試験会場	合格発表
航空学生 (海・空)	高卒(見込含) 海上:18歳以上 23歳未満の者 航空:18歳以上 21歳未満の者	7月1日～9月10日	9月22日(火・祝)	勢多会館 (前橋市)	1次 10月9日 ※1次合格後に2次試験等 の連絡があります。
一般曹候補生 (陸・海・空)	18歳以上 33歳未満の方	7月1日～9月10日	9月19日(土) 9月20日(日) ※いずれかを指定	勢多会館(前橋市) 太田市浜町勤労会館(太田市) その他、県内駐屯地 ※試験会場は指定されます。	1次10月2日 ※1次合格後に2次試験等 の連絡があります。
自衛官候補生 (陸・海・空)	18歳以上 33歳未満の方	年間を通じて 行っています	8月23日(日) 9月6日(日) 9月21日(月・祝) 9月27日(日) ※いずれかを指定	相馬原駐屯地(榛東村) 新町駐屯地(高崎市) ※試験会場は指定されます。	合格発表は、試験日に お知らせします。
防衛医科大学校 看護科学生	18歳以上21歳未満の者 高卒(見込含)	7月1日～10月1日	1次試験 10月17日(土)	新町駐屯地(高崎市)	1次試験合格発表 11月13日(金)
防衛医科大学校 医学科学生	18歳以上21歳未満の者 高卒(見込含)	7月1日～10月7日	1次試験 10月24日(土) 及び10月25日(日)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館)	1次試験合格発表 11月26日(木)
防衛大学校 学生	一般 18歳以上21歳未満の者 高卒(見込含)	7月1日～10月22日	1次試験 11月7日(土) 及び11月8日(日)	人文・社会科学 昌賢学園まえばしホール (前橋市民会館) 理工学 勢多会館 (前橋市)	1次試験合格発表 11月25日(水)

※新型コロナウイルスの影響で、試験日等が変更になる場合があります。詳しくは自衛隊群馬地方協力本部へお問い合わせください。

自衛隊群馬地方協力本部 沼田地域事務所 ☎0278-23-4111

国民年金

国民年金保険料免除 等の申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

令和2年度の免除等の受付は令和2年7月1日から開始され、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一

度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。



保険料の追納を お勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままで追納しなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せられます。

くわしくは、年金事務所へご相談ください。

・渋川年金事務所 国民年金課
(☎0279・22・1614)

電話やオンラインによる診療を
よく活用ください

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることを踏まえ、厚生労働省は時限的・特例的な対応として、医師が可能であると判断した場合において、初診から電話やオンラインによる診療を認めています。

●電話・オンライン診療を行っているか確認

まずは、かかりつけ医等に、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。

かかりつけ医をお持ちでない方は、群馬県ホームページに掲載されている「一覧から電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関を確認してください」。

●留意点

・医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけ最寄りの医療機関を選択することをお勧めします。

・電話やオンライン診療では診断や処方が困難な場合があります。

・医療機関に来院して受診する

よう推奨された場合は、必ず指定の医療機関に直接かかるようにしてください。

・新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、県新型コロナウイルス感染症コールセンター(☎0570・082・820)に連絡し、指示に従ってください。
・電話やオンラインによる服薬指導を実施している薬局もあります。

●お問い合わせ先

・群馬県庁医務課
☎027・226・2535

・群馬県ホームページ

(http://www.pref.gunma.jp/2d10g_0014.html)

事業主のみなさまへ

「令和2年度労働保険年度更新期間(申告・納付)延長」および「年度更新申告書集合受付中止」のお知らせ

●労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(平成31年度(令和元年度)確定保険料、令和2年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月1日(月)から8月31日(月)までの期間に行ってください。

随時、県内の各労働基準監督署および群馬県労働局労働保険徴収室にて、郵送または電子申請でも受け付けており、直接窓口

へ出向くことなく申告することが可能です。

相談は電話でも行っていますので、ご利用ください。

また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

●令和2年7月8日(水)・9日(木)・10日(金)に県内の各労働基準監督署(一部監督署を除く)にて開催を予定していました「年度更新申告書集合受付」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

※手続きが遅れると、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課することがありますので、ご注意ください。

●お問い合わせ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室 ☎027・896・4734、または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

令和2年7月10日から
全国の法務局において、
「自筆証書遺言書保管制度」の運用を開始します

自筆証書遺言書の作成者本人が、法務局に設置される遺言書

保管所に出向くことによって、遺言書の保管や申請をすることができるようになります。

●本制度の利用について

・紛失や亡失の防止や、第三者による破棄や改ざんといったおそれがあります。

・遺言者が亡くなられた後、相続人等は、遺言書保管所に保管中の遺言書内容の証明書の請求や、遺言書の閲覧ができます。

・自筆証書遺言書は、家庭裁判所における検認が不要となります。

●本制度を利用するには

・自筆証書遺言書を作成した遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所に申請することができます。

・法務局の予約システム、電話窓口にて、予約をする必要があります。

・保管申請や、各種証明書を請求する際には、所定手数料が必要となります。

●詳細やお問い合わせ先

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

前橋地方法務局中之条支局 ☎0279・75・3037